

# 保健事業の見直しに関する意見

昭和61年7月11日  
厚生省・公衆衛生審議会

## 意見書

保健事業の見直しに関する意見を別紙のとおり具申する。

保健事業の見直しに関する意見

昭和61年7月11日

公衆衛生審議会

(はじめに)

人生80年時代を迎え、長い人生を充実していきいきと過ごしていくためには、心身両面にわたる健康の確保が不可欠の条件である。人々の健康に対する関心は極めて高く、長寿社会の最大の課題は、健康問題であると言っても過言ではない。

一方、我が国の疾病構造は、近年、がんや脳卒中、心臓病といったいわゆる成人病中心の構造となってきたており、疾病の早期発見や日常生活管理による予防の重要性が益々高まってきている。また、急速な高齢化に伴い寝たきり老人や痴呆老人の増大も、大きな社会問題となってきたており、それらの防止や在宅療養の支援を目指した施策の推進が喫緊の課題となっている。

昭和58年2月に発足した老人保健制度は、こうした事情を背景として、壮年期からの疾病の予防と積極的な健康づくりを目指す保健事業をその重要な柱として位置づけている。当審議会においても、同年12月に「保健事業の推進方策」について答申を行い、保健事業推進の当面の方策及び今後の課題につき提言を行ったところである。以来、保健事業は、いわ

ゆる5か年計画に従って、逐年、その段階的、計画的な推進が図られてきている。

現行の5か年計画は、昭和61年度をもって、最終年度を迎えるに至ったところであるが、保健事業の成果は、長期にわたって着実に事業を積み重ねることによって達成されるものであり、現行の5か年計画に引き続き昭和62年度を初年度とする第二次計画を策定し、さらに事業の充実を図っていくことが必要である。

このため、昨年より、当審議会(老人保健部会)において、第二次計画の策定に向け、小委員会の設置により集中的な検討を含め、精力的に検討を行ってきたところである。

検討項目は極めて広範多岐にわたっているが現行5か年計画による事業の実施状況の全般的な検討・評価を行うとともに、第二次計画の策定に当たって留意すべき事項について専門的な検討を行い、この程その結果を以下のとおりとりまとめた。

政府においては、本提言の趣旨を十分踏まえ、さらに具体的な検討を加えたうえで、第二次計画を策定し、保健事業の一層の充実と発展を目指し、各般の施策を積極的に推進されたい。

なお、長寿社会を迎え、寝たきりや痴呆の予防及び介護対策の強化は、喫緊の課題である。循環器疾患を中心とするものについては、その予防対策をさらに強化することにより改善が期待できる部分もあるが、それ以外の分野については、老化のメカニズムの解明を含め、十分な研究成果が得られているとは言いがたい現状にあり、厚生省としても今後の一層の研究開発の推進について積極的な取り組みを行うことを望みたい。

## 保健事業の見直しに関する意見

また、長期にわたって積み重ねられてゆく保健事業の成果は、本格的な高齢化社会の到来に向け、老人の健康レベルを一層高めるだけでなく、長期的には医療費の適正化にも資することになるので、こうした保健事業の成果について、今後評価方法を確立し、その積極的な評価を行っていくべきことをあわせて提言しておきたい。

### 1 現行5か年計画による事業の実施状況

新たに市町村を保健事業の実施主体としたこと、さらに、事業開始から実質3年余という期間等を考慮すると、全体として、現行の5か年計画の成果はかなり評価できるであろう。

たとえば、健康診査については、どの検診においても、また、どの年齢階層においても受診率の向上が見られるとともに、受診者数が着実に増加しており、さらに、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導事業は、ほぼ全市町村において実施されるに至っている等、保健事業は国民の間及び市町村行政に着実に定着してきている。

一方、予算面では、近年における厳しい財政事情の下にもかかわらず、毎年30%を越える大幅な伸びの予算が確保されてきており、それに対応した事業の進捗が見られるところである。

また、保健婦等を中心に、市町村、保健所のマンパワーの充実強化が図られ、施設面においても市町村保健センター等の整備が進んでおり、保健事業の基盤整備は着実に進展してきている。

以上のような保健事業の着実な充実を背景として、胃がん、子宮がんの死亡率や脳卒中の発生率、死亡率の減少等健康指標の改善が見られ、また、同じ人口規模の市町村では一般健康診査の受診率が高いほど一人当たり老人医療費が低い傾向が見られる等、保健事業の成果は着実にあがってきている。

しかしながら、上記のように保健事業の進展は見られるものの、地域の特性を盛り込んだ計画の策定及び事業の実施、目標受診率の達成、関連サービスとの連携及びきめ細かな事業の実施、魅力ある保健事業づくりといった諸点については、なお問題があり、第二次計画において積極的に取り組むべき課題であると考えられる。

### 2 保健事業の見直しの方向

現行5か年計画の成果及びその後の状況の変化等を踏まえ、第二次計画を策定して、第一次計画同様、計画的に事業を推進していくことが必要であり、計画期間としては、第一次計画同様、5年とすることが適当である。

その場合、疾病構造の変化等を踏まえ、従来の学問的成果を参考にして保健事業の目指すべき目標を明らかにするとともに、量的拡大に主眼を置いた現行計画を踏まえ、質的な充実には十分配慮した計画の策定を図るべきであり、すべての国民が自らの健康の保持増進に関心を持ち、保健事業に積極的に参加していくことができるよう、人々の多様なニーズやライフスタイル・ライフステージに応じ、実施体制の強化も含めたきめの細かい事業の推進を図っていくことが重要である。

第二次計画の策定に当たっては、こうした観点に立って、保健事業の一層の充実を図るため、特に下記の諸点について重点的に検討を行う必要がある。

#### (1) 疾病構造の変化等に対応した保健事業の目標設定

疾病構造の変化等を踏まえ、三大成人病の死亡率等の改善等、保健事業の目指すべき具体的な目標を明示することを検討すべきである。

第一次計画の実績、経験等も踏まえ、適正な事業の成長率を設定する必要がある。健診の受診率の目標については、国全体としては、健診の質的な充実も踏まえ保健事業の重点対象疾病について死亡率等の改善を図りうる当面の水準として、一般健診50%、胃がん検診30%、子宮がん検診30%とすることが妥当である。

#### (2) 住民の多様なニーズに対応しうる保健事業の質的充実

地域住民のニーズを踏まえ、地域を主体とした弾力的な計画を策定すべきであり、その場合、量的拡大に主眼を置いた第一次計画を踏まえ、第二次計画においては、保健事業の質的な充実には十分配慮すべき必要がある。具体的には、次のような諸点について検討を行うべきである。

魅力ある健診づくりを目指し、基本的な必須の健診制度に加えて、付加的な健診制度を設けることとし、基本的な健診制度は、循環器疾患を中心に、スクリーニング機能をより強化するため、現行の健康診査を充実し、よりきめの細

かい健診の実現を図るほか、子宮がん検診については子宮体がん検診を加えてその充実を図るとともに、付加的な健診制度については、肺がん検診及び乳がん検診について、精度管理等事業の実施体制の整っている市町村から順次段階的に実施することを検討すべきである。

壮年から実年世代の人は健康診査に、老人は健康相談に重点を置く等年齢によって重点事業を区分することを検討すべきである。

健康相談、健康教育、健康診査の事後指導等を通じ、食生活や歯科保健対策を含め、日常生活における健康なライフスタイルの確立と積極的な健康づくりを目指す必要がある。

成人病検診管理指導協議会の強化を図るほか、健診実施連絡協議会の設置等により検診の精度管理の充実とレベルアップを図るとともに、保健事業従事者に対する研修の充実等により、保健事業の質的向上を図る必要がある。

#### (3) 寝たきり老人、痴呆老人対策の強化

今後増大する寝たきり老人対策は重要な課題であり、保健事業においても、寝たきりの防止を目指し、また、在宅療養の支援対策として、健康診査の充実とあわせ、機能訓練、訪問指導事業の積極的推進を図る必要がある。

痴呆老人については、医学的にはなお解明を要する点が多いとはいえ、この問題の社会的重要性にかんがみ、保健所における老人精神衛生相談指導事業の一層の充実を図るとともに、市町村における対応についても検討を行う必要がある。

#### (4) 保健事業関連分野との連携の強化

デイ・サービス、ホームヘルパー派遣等の福祉サービス、訪問看護、老人デイ・ケア等の医療サービスとの連携を図る必要がある、その際地域の連絡協議会の活性化等ソフト面の充実に努める必要がある。

企業との連絡協議会の設置等職域保健との連携を図る必要がある。

#### (5) 保健事業実施体制の強化

都市部における保健事業の効果的実施の方策につきさらに検討を加え、都市部対策を積極的に推進する必要がある。

保健所は、広域的、専門・技術的な見地から、

市町村の保健事業の実実施計画の策定等について指導を行い、また、必要に応じ、管内市町村の保健事業の推進に積極的に援助・協力を行うべきである。

地域住民組織やボランティア活動等地域社会の協力を含め、住民が積極的に保健事業に参加しうる体制づくりを推進する必要がある。

第一次計画の結果を踏まえ、保健婦等のマンパワーの確保、市町村保健センターの整備等保健事業推進に必要な基盤整備を引き続き推進する必要がある。

#### (6) その他

健康に対する自己責任の確立、保健事業の効果的・効率的推進のための方法論についてさらに検討する必要がある。

検診については、その多様化に応じて適正な受益者負担を考慮する必要がある。

老人保健調査事業のうち、事業の成果等を踏まえ、保健事業に導入することが適当なものについては、逐次その導入を検討する必要がある。